

# 会計年度任用職員（生活指導相談員）の募集の概要

## 1 職名

生活指導相談員（地方公務員法に基づき任用される会計年度任用職員）

## 2 職務内容

軽度の知的障害を有する職業能力開発センターの生徒に対する以下の業務

- (1) 職業人として必要な社会生活上の姿勢、態度等に関する指導
- (2) 訓練生活に関する相談、支援

## 3 応募要件

以下のアからウのすべてに該当し、エを有することが望ましい。

- ア 障害者及び障害者の職業能力開発に理解があると認められる者
- イ 奉仕的精神をもって職務を遂行する熱意を有すると認められる者
- ウ 相談員の勤務態様に堪えられる者
- エ 障害者に対する相談・指導業務に係る実務経験

## 4 勤務予定場所

中央・城北職業能力開発センター板橋校

〒174-0041 東京都板橋区舟渡 2-2-1 (JR浮間舟渡駅 徒歩3分)

## 5 募集人員 1名（一般職）

## 6 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（事業が同様の規模で継続され、勤務成績が良好な場合には、最大4回まで公募による再度任用の可能性あり。なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。）

## 7 勤務日数 現属として月16日勤務

## 8 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで または 午前9時から午後5時45分まで

## 9 休暇等（制度改正により変更となる場合があります。）

（有給）

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、

妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

（無給）

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

## 10 報酬 月額208,100円

※ 支給日は原則として毎月15日。

※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給する。

11 通勤費　規定により、交通費相当額を支給する（上限 150,000 円/月）。

12 申込方法

会計年度任用職員申込書（別紙第 1 号様式）及び職務経歴書を下記担当まで提出（郵送・持込・電子メール（推奨））

**（令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時必着）**

※ 1 会計年度任用職員申込書（別紙第 1 号様式）上部の「職名」欄に「生活指導相談員（板橋校）」と記載してください。

※ 2 応募書類は返却いたしません（責任廃棄）。

※ 3 書類選考後、面接を行います。

※ 4 結果は、合否に関わらず後日連絡（電話・郵送・メール等）いたします。

※ 5 メールでご連絡する場合がありますので、会計年度任用職員申込書には、ご連絡可能なメールアドレスを記載してください。

※ 6 東京障害者職業能力開発校でも生活指導相談員（一般の職/主任職）の募集を実施しています。併願をされる場合には、別途、同校の生活指導相談員の募集案内にて募集内容をご確認のうえ、申込書下部の「志望動機」欄に「東京障害者職業能力開発校 生活指導相談員（一般の職）併願希望」または「東京障害者職業能力開発校 生活指導相談員（主任職）併願希望」とご記載ください。

※ 7 応募書類を電子メールで提出する際は、件名に「会計年度任用職員の応募」と記載してください。

13 その他

任用の都度、原則 1 月は条件付採用となります。

【担当】東京都産業労働局 雇用就業部 調整課管理担当 小泉・長島・堀内

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎21階北側

Tel 03-5320-4702

メールアドレス S0000443@section.metro.tokyo.jp